

天引き貯蓄のすすめ

新社会人の皆さん、給料のやりくり慣れてきましたか。親から「ちゃんと貯金しなさいよ」と言われている人も多いでしょう。

なぜ貯蓄の必要があるのか。それは将来お金を使うためです。

将来のお金とは、大きな買物や旅行資金、結婚や独立資金など、あなたの夢や計画を実現させるお金です。将来の夢や計画があれば、「貯める!」モチベーションも上がります。

とはいえ具体的な夢はすぐには見つからないかもしれない。それでも貯蓄は必要です。

なぜなら病気やケガ、不意の失業による収入減など「万が一」に備えることができるからです。

貯蓄のコツは先取り貯蓄。「毎月余った分を貯める」ではなく、あらかじめ「天引き貯蓄」がオススメです。給料から自動引落する仕組みです。会社に財形貯蓄制度

があれば利用しましょう。その制度があれば、給料口座のある金融機関の窓口で積立預金の申込をします。毎月の給料日もしくは翌日を引落日にするのがポイントです。

積立預金は毎月の積立額や満期日を希望通り設定できるので貯蓄目標を立てやすいというメリットがあります。さらにATMでは随時、追加の入金ができますが、キャッシュカードでは引き出せないで強制的に貯められます。



ほし ようこ
1級FP技能士、2級DCプランナー。一般企業で10年以上経理・総務業務に従事しながら、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。

130年前「百年の大計」角田村の教育

明治21年阿野呂入植の泉麟太郎たちは、元武士が多く藩学を学んでいました。衣食住は苦勞の種で、それにも増して頭を悩ませていたのは、「子弟の教育」でした。

夕張郡初の公立学校

入植期、泉翁は教育の必要性を唱え、明治23年に仮教授場を建てたのが角田村初等教育の創始です。翌24年、角田簡易教育所が認可され、夕張郡初の公立学校が発足。渡辺大助が翌25年3月授業を始めます。翌26年、林梅五郎も草葺小屋で授業開始。こうした村民の灯の地域教育「つながりの再生」ふるさとから、先人リーダーが次代を拓く「百年の大計」を悲願に、全身全霊を子弟の教育に没頭しました。

村費60%を教育に投じた角田村の心意気

当時の角田村は、乏しい村財政にもかかわらず教育を最重要施策とし、村費60%を「子弟教育」に投入しました。この事跡

は、角田村為政者の心意気伝わる「ふるさと教育」の原点と、深い感銘を覚えます。今、開拓130年の本町は、一概に時代比較はできませんが、教育費は町費の7・8%。未来に輝く道筋こそ「新しいつながりの再生」ふるさととは、栗山です」が合言葉です。

女子進学高く、全国平均越えた角田村就学率

明治35年、角田村就学率は、68%（うち女子53%）です。当時の女子進学率の高さは、角田村の教育に対する関心の高さがうかがわれます。そのわずか4年後、明治39年の角田村就学率は、全国平均を上回ります。角田尋常高等小学校も文部大臣功績賞を受け、村教育行政や村民協働の高邁な理想と誇りの種まきが、130年前の明治期にあったことをお伝えします。（高倉）

【問い合わせ】

栗山町史編さん室
☎7820

人の和が広がる故郷を

こんにちは! 本年度、副理事長を務めます武岡真吾です。

私たちは今年度「拓け! 和を以て」のスローガンのもと、人や地域との繋がりを大切に、活気にぎわいのあるまちづくりに日々奮闘しています。

さて、7月21・22日に第43回くりやま夏まつりが開催されます。私たちも夏まつり実行委員会メンバーとして、多くの皆さんに楽しんでいただけるよう準備に励んでいます。

日本の夏の風物詩として夏まつりを思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか?

今年は、YOSAKOIソーランinくりやまや爆笑ものまねライブ、カラオケ発表会やバンド演奏などのステージイベント、名物の郷土芸能パレードのほか、栗山新名物グルメ「カレージンギスカン」や南々空知の自慢の美味しい食べ物を集めた食の祭典「うまいもん広場」をご用意しています。また、お祭り最終日に行われる「活みこし」



では、南々空知の各地の神輿会をお招きし、「人の和が広がる故郷」をテーマに地域間交流と町民参加型の「活みこし」でお祭りを盛り上げます。豊かな自然の中で、温かな人と人の触れ合いができる、どこか懐かしい故郷のお祭り「くりやま夏まつり」。ぜひご家族そろってお越しください。一緒に盛大な活みこしを担ぎ上げましょう!

私たちは広域連携により故郷の魅力を広め、地域を活性化させていきます。今後ともよろしくお祈りします。



合同会社オフィスくりおこを設立

こんにちは! 今回は高橋毅が担当します。

栗山町地域おこし協力隊の石井翔馬と高橋は4月20日に「合同会社オフィスくりおこ」を設立しました。代表は石井が務めます。



私たちは、2年間の栗山町での移住生活を通して、栗山町に①若者が働ける場、集まれる場、活躍する場が少なくないことから、町から若者が少なくなってきたというのではないかと、町外への情報発信が少なく、町の認知度が低いのではないかと、③町への訪問客に対し、栗山町の良さを伝える場が少ないのではないかと?

栗山町に若者を集め「にぎわい」を作り、若者が働くことのできる「なりわい」を作り、この課題を解決するために立ち上げました。

栗山町に若者を集め「にぎわい」を作り、若者が働くことのできる「なりわい」を作り、この課題を解決するために立ち上げました。

文字数の関係で事業内容は詳しくお伝えできませんが、カフェ&バーとゲストハウスを運営していきます!

18ページで事業内容の一部をご紹介しますので、ぜひご覧ください。



消費生活 相談室



健康食品の摂取による肝障害に注意

【国民生活センター事例より】

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、肝臓や胆道の病気の変化を示す値が上昇していた。2～3カ月ほど前から、3種のサプリメントを摂取していたが、中止したところ、これらの値は減少した。サプリメントに対する反応を調べる血液検査でもすべて陽性となり、薬物性肝障害と診断され、1カ月ほど入院となった。(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

- ◎健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。
- ◎健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄だん、発疹、吐き気・おう吐、かゆみなどの症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。
- ◎受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。
- ◎困った時は、南空知消費生活相談室にご相談ください。

南空知消費生活相談室

毎週月・木曜日 13:00～16:00 勤労者福祉センター
毎月第2・4水曜日 13:00～15:00 ☎ 72-3581

(広告)

あなたの悩みに
すべての相談の相談料が
無料になりました。
相談予約ダイヤル
0126-33-8373
平日 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
札幌弁護士会 南空知法律相談センター

オレンジカフェ を開設



「認知症」は特別なものではなく、誰にでも起こる可能性があります。オレンジカフェは介護に不安がある方や地域の方が気軽に集い、抱えている悩みを相談できる、「憩いの場」です。

どなたでも参加可能ですので、お気軽にお越しください。

7月のテーマは「夏を乗りきるための脱水予防～認知症と脱水の意外な関係～」です。熱中症という言葉がよく聞かれる時期となりました。水分をこまめにとりましようと言われますが何をどのくらい飲めば良いのか、今回は脱水の講話を聞いた後に脱水簡単チェックと脱水時に飲んで欲しいドリンクの試飲を行います！

詳しいお話を聞ける絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

【日 時】

7月18日(水) 13:30～15:00

【場所・問い合わせ】

ガーデンハウスくりやま(朝日4)
☎ 72-2600

無料法律相談

【日 時】7月20日(金) 13:00～16:00

【場 所】総合福祉センター「しゃるる」

【内 容】

札幌弁護士会所属弁護士による法律相談

【申込方法】

事前に電話で予約(定員6人)

【申込先・問い合わせ】

町社会福祉協議会 ☎ 72-1322



マロンキッズ保育園 園開放を始めます

マロンキッズ保育園では、7月～9月の第1金曜日(年3回)に保育園を開放します。0歳から3歳までの親子ならどなたでも自由に園内で遊ぶことができますので、ぜひ気軽にご利用ください。なお、その他施設の開放事業はくらしのカレンダーをご確認ください。

【日 時】

7月6日/8月3日/9月7日
(第1金曜日) 10:00～11:00

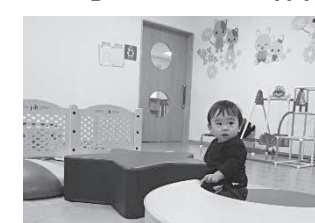
【対 象】

0歳～3歳の親子

※事前申し込みなどはありませんので、直接保育園にお越しください。

※7月6日(金)は、図書館司書による「おはなし会」を保育園の子どもたちと一緒に鑑賞した後、ホールで自由に遊ぶことができます。

【マロンキッズ保育園 ～園内の様子～】



ホールには柔らかい大型マットやままごとコーナーがあります



小規模保育園なのでゆったりとした雰囲気の中で遊べます

【問い合わせ】

町福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

子ども医療費受給者証が変わります

8月診療分より、町外医療機関などでも受給者証が使用できるようになります。7月中に新しい受給者証をお送りしますので、8月1日からは必ず新しい受給者証を使用してください。医療機関などに提示することにより、窓口負担は町外医療機関など通院時の一部負担金のみとなります。(下表参照) 役場窓口での払い戻し手続きは不要となります。

	助成対象	現在 7月診療分	8月診療分から
町内の病院など(入院・通院)		窓口での自己負担なし(全額助成)	
町外の病院など(入院)	0歳(出生)～18歳	病院など窓口でいったん自己負担(2割、3割または限度額まで)→役場窓口で払い戻し手続き(全額助成)	窓口での自己負担なし(全額助成)
町外の病院など(通院)	0歳(出生)～就学前	病院など窓口でいったん自己負担(2割、または限度額まで)→役場窓口で払い戻し手続き(一部負担金(※1)を差し引き助成)	一部負担金(※1)のみ患者負担(小学生以上は助成対象外のため3割負担)

※1 0歳(出生)～3歳未満: 初診一部負担金(医科580円、歯科510円)
3歳以上～就学前(課税世帯): 医療費の1割
(非課税世帯): 3歳未満と同じ

【問い合わせ】

町住民保健課国保グループ
☎ 73-7508